



住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金のご案内

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用地球温暖化対策機器の設置に対し補助を行います。東浦町では、以下記載のシステムに対する補助を行います。新築に伴う設置だけでなく、既存住宅に設置する方や補助対象システム付き住宅を購入される方もご利用下さい。

補助を希望される方は、**必ず設置工事前に補助金の交付申請を行ってください。**

◆ 補助対象機種(未使用に限ります) ◆

1 一体的導入システム

住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び定置用リチウムイオン蓄電システムを住宅等に同時に設置するシステムです。(戸建住宅の場合は、太陽電池の最大出力10キロワット未満の設備に限ります。)

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

太陽光発電施設などにより発電した電力や料金の安い夜間電力を一時的に蓄え、他の時間帯で利用するためのシステムです。

3 家庭用燃料電池システム(愛称:エネファーム)

都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて電気をつくるシステムです。発電の際に発生する熱は、給湯に利用することができます。

4 電気自動車等充給電設

備電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な設備です。



5 太陽熱利用システム

太陽エネルギーを熱エネルギーへ変換し、水等の熱触媒を加熱する集熱器及び当該熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムです。

【自然循環型】集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い給湯に利用

【強制循環型】集熱器及び蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用

◆補助対象者◆

- 本町に住所を有する方(実績報告書を提出する時までに当該住宅に住所を有することが必要)で、自らが居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅で居住部分が2分の1以上のものを含む)に対象システムを設置する方(法人を除く。)
- 自らが居住するため建売住宅供給者等から町内の対象システム付き新築住宅を購入する方(住宅の引渡し予定日前までに申請が必要)
- 町税の滞納がない方
- 過去に同システムの補助金を受けていない世帯

◆補助金額◆

1 一体的導入システム	10万円
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	8万円
3 家庭用燃料電池システム	6万円
4 電気自動車等充給電設備	5万円
5 自然循環型太陽熱利用システム	2万円
6 強制循環型太陽熱利用システム	4万円



★注意事項★

- ・各システム1世帯につき1台を限度で申請可能。
- ・申請前に要綱及び取扱基準を必ずお読みください。
(東浦町ホームページ内の申請書等のダウンロードと同じページにあります。)
- ・実績報告書は、工事完了日から起算して30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。定められた期間までに提出できない場合、補助金の交付決定が取り消されます。
- ・申請後、工事の内容に変更、中止、廃止が生じた場合は、速やかに環境課までご連絡ください。
- ・設置完了後に当該システムを譲渡、交換等する場合は届出が必要となる場合がありますので、環境課までご連絡ください。
- ・年度途中でも交付申請額の合計が予算の範囲を超えた場合は、補助を終了します。

★受付方法★

役場環境課で随時受付(先着順)

申請書等は、東浦町ホームページからダウンロードできます。

申請は必ず工事着手前に提出してください。



【問合せ・申請先】 東浦町環境課 0562-83-3111(内線282、285)